平成２３年（フ）第１７９８号
京都市伏見区深草大亀谷大谷町９番地32
債務者　伊津野洋子
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３０号
京都府宇治市大久保町旦椋76番地の１　府営西大久保団地６棟113号
債務者　濵　　英二
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５４号
京都市伏見区石田大受町50番地　市営住宅石田大受団地７―503
債務者　増田　清子
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１６１号
京都府八幡市八幡御幸谷43番地の30
債務者　永野　和代
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１７８号
京都府宇治市明星町３丁目６番地の127　九鬼方、住民票上の住所京都市伏見区中島秋ノ山町75番地
債務者　仲西　輝夫
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１８８号
京都市南区久世大築町47番地　市営住宅１棟308号
債務者　桝本　勝則
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２３６号
京都市右京区太秦椙ケ本町15番地10
債務者　出島　明美
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２４４号
京都市山科区椥辻中在家町28番地34　クインズコート306
債務者　細野　達也
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３４号
広島市安佐北区落合南２丁目１番15―308号
債務者　廣政　愛未
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４４７号
福岡市中央区谷１丁目16番５―601号
債務者　森園　清子
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４７２号
福岡県三井郡大刀洗町大字今491番地聖母園
債務者　川崎　　久
1　決定年月日時　平成24年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６６０号
福岡市西区今宿２丁目13番７号
債務者　野口　明美
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７７７号
福岡市東区和白丘１丁目19番５―504号
債務者　地田　佳浩
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７８３号
福岡市中央区笹丘１丁目９番16―301号
債務者　伊藤　浩司
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９１２号
福岡市東区和白丘２丁目３番36―403号
債務者　秋山　健治
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９１３号
福岡市東区和白丘２丁目３番36―403号
債務者　秋山　節子（旧姓青野）
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７４号
福岡県糟屋郡新宮町大字湊249番地１、住民票上の住所福岡市南区高宮３丁目10番６―301号
債務者　門出　聖子
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部